

じんざい ひつよう  
人材が必要です。

すいしんしさく  
【推進施策】

- ・ 常時介護を必要とする障がいのある子どもが自らが選択した地域で生活できるよう日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。
  - ・ 本人やその家族等への適切な支援が図られるよう、北海道医療的ケア児等支援センターが中心となり、医療的ケアが必要な子どもを持つご家族や関係機関からの相談に対応するほか、支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成するなど、支援体制の充実に努めます。
  - ・ 医療的ケアなど必要とする子どもへの支援の充実を図るため、各圏域、各市町村における協議の場の設置を進めるなど、地域や関係機関における連携体制の構築に努めます。
  - ・ 重症心身障がいや医療的ケアの必要な子どもの受入れを行う地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等を把握するほか、地域において関連分野の支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーター\*50が全市町村に配置できるよう人材の育成を行い、障がいのある子ども及びその家族が円滑に必要な支援を受けられる環境を整備します。
- また、その人材育成に当たっては、コーディネーターに求められる役割等に沿って研修することとします。
- ・ 広域分散の地域特性を有する本道において、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人への支援の推進を図るため、道、圏域、市町村において、関係者の協議の場の設置を進めるほか、関係機関や「特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」等との連携促進を図り、その支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう努めます。
  - ・ 地域の医療機関、障害福祉サービス事業所等や市町村と連携し、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある子どもの家族の休息（レスパイト）の確保など、地域生活を支援する体制の充実に努めるとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう、短期入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進めます。
  - ・ 重症心身障がいや医療的ケアの必要な子どもの家庭等を訪問し、必要な支援を行うほか、市町村において実施が困難な専門的支援なども含め、重層的な支援体制の整備を図ります。

なんちようじ しえん  
② 難聴児への支援の充実

すいしん  
【推進の視点】

- ・ 難聴児については、早期に聞こえにくさに気づき、ことばや知識を学ぶための適切な支援を行うことが重要です。

すいしんしさく  
【推進施策】

- ・ コミュニケーションを築くうえで必要な集団適応を早期に身につけるため、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の周知等、新生児聴覚スクリーニングや乳幼児健康診査の際になるべく早く難聴に気づき、療育につなげる取組を進めます。
- ・ 難聴児及びその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び療育を受けることができるよう、

市町村、医療機関、道立聾学校等が連携し、難聴に起因することばの遅れや、コミュニケーションへの影響、知的、社会的発達の遅れを未然に防ぐ、または最小限にとどめるため、可能な限り早期に療育につなげ、専門的な支援による乳幼児期の発達の促進を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めます。

- ・ 聴覚障がいのある子どもの早期療育体制を図るため、道立聾学校において聴覚障がいのある乳幼児を対象とした相談・支援を行います。

## 9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

### 【現状と課題】

発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、関係機関等の連携の下に切れ目のない支援が必要です。

また、在宅の障がいのある人とその家族が安心して地域で暮らしていくには、在宅で生活するための様々な支援が必要です。

### 【考え方】

発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、医療、保健、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、可能な限り身近な場所で切れ目のない支援を受けられるよう、施策を推進します。

また、在宅の障がいのある人とその家族が安心して地域で暮らしていくことができるよう、障害福祉サービス等の福祉制度、訪問看護等の医療制度など、在宅で生活するための支援体制の充実に努めます。

### (1) 発達障がいのある人への支援の充実

#### 【推進の視点】

- ・ 発達障がいは、個々によりその特性が異なり、できるだけ早期に適切な支援を行うことが重要であり、障がいの早期発見と、特性に応じた援助並びにその家族に対する支援の充実を進めることが必要です。
- ・ 身近な地域において、必要な支援が得られるよう取組を推進するとともに、多くの道民が発達障がいを正しく理解のするのための普及啓発を図ることが必要です。

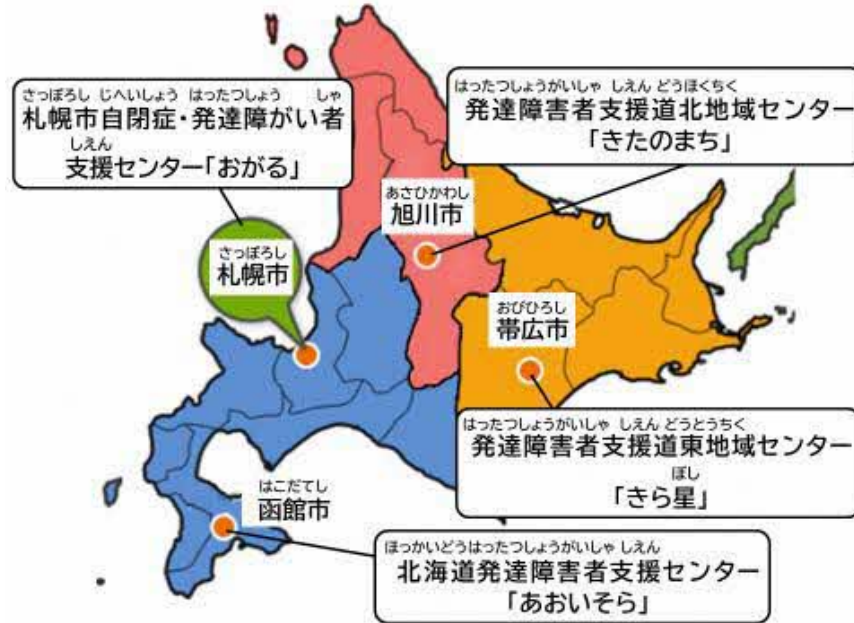
#### 【推進施策】

- ・ 発達障がいに関する課題について、関係機関と情報共有を図り、地域の実情に応じた支援体制等について、発達支援推進協議会において、意見交換を行い充実を図ります。
- ・ 発達障がいのある人やその家族を取り巻く環境について、乳幼児期、学齢期、就労期等、一貫した切れ目のない支援が行えるよう、適切に引き継ぎを行うなど、関係機関との連携を促進します。
- ・ 発達障がいのある人やその家族が、可能な限り身近な地域において必要な支援が受けられるよう、発達障害者支援（地域）センターが地域づくりコーディネーターと協働し、地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関や民間団体との連絡調整、情報提供及び研修を実施するとともに、発達障害者支援（地域）センターにおいて、発達障がいのある人やその家族に対し、市町村等では対応が困難な

真に必要な相談について、地域の支援者と一緒に個別の相談支援を行い、地域の相談支援体制づくりを推進します。

- 発達障がいの特徴などに対する理解の促進を図るため、フォーラムやパネル展の開催など道民の方々への幅広い啓発活動を推進し、相談支援機関や、発達障がいに関する診療を行っている医療機関等の情報をホームページ等により提供します。

図19 【発達障害者支援センターの支援対象エリア】



## (2) 在宅の障がいのある人等への支援の充実

### 【推進の視点】

- 重症心身障がいや在宅の障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、身近な地域で心身の状況に応じた支援を受けることが重要であり、支援を行うに当たって、その人数や受けているサービスなどの現状等を把握するとともに関係機関が連携を図り、子どもから大人まで切れ目の無い一貫した支援を提供する地域の支援体制の構築が必要です。
- 障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、育成医療をはじめとする自立支援医療\*49等の適切な提供が必要です。

### 【推進施策】

#### ① 支援体制の充実

- 地域の医療機関、障害福祉サービス事業所等や市町村と連携し、重症心身障がいや在宅の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など、地域生活を支援する体制の充実に努めるとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう、短期入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進めます。
- 直接的なサービス提供の担い手となる看護師等従事者の育成、確保を図るため、地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、重症心身障がいのある人への支援方法等に関する

研修や、適切な医療的ケアを行うために必要な知識、技術などに関する研修を関係団体等と連携し実施します。

- ・ 障害福祉サービス事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等の計画的な養成を図ります。

## ② 自立支援医療等の提供

・ 障がいのある人が、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療である自立支援医療を適切に受けられるよう、道、市町村及び医療機関が連携し、制度の周知や利用者の支援に努めます。

- ・ 重度心身障がいのある人の健康保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対し、北海道医療給付事業\*51による支援を行います。

## 10 自立と社会参加の促進・取組定着

### 【現状と課題】

障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や地域づくり活動、文化芸術活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づくりが求められています。

さらに、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化芸術活動、生涯学習の拡大とともに、意思疎通手段の確保や移動支援などの充実を図る必要があります。

### 【考え方】

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、障がいのある人が社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、意思疎通手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

## (1) 社会参加の促進

### 【推進の視点】

障がいのある人が、自主的に行動し、社会を構成する一因として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域づくりが必要です。

### 【推進施策】

#### ① 社会参加促進対策の推進等

- ・ 障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者団体等と協力しながら各種事業を実施するとともに、障がいのある人が地域で様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、市町村が実施する意思疎通支援者の派遣や、移動の支援、生活訓練、スポーツ・文化活動などの市町村地域生活支援事業を推進し、障がいのある人のニーズに応じた社会参加の促進に努めます。
- ・ 障がいのある人自らの社会参加を促進するため、北海道障害者社会参加推進センターが行う、社会参加活動に関する相談や、情報の収集・提供の取組を促進します。



・ 選挙において、郵便等による不在者投票制度や点字による投票制度の活用の周知や、投票所においても障がい特性に配慮した支援が行われるよう、市町村選挙管理委員会に対し働きかけます。

・ 地域で行われる様々な行事や住民活動について、地域社会の一員である障がいのある人たちが参加しやすいよう、主催者が企画の段階から障がいのある人の参画や合理的な配慮が促進されるよう、様々な機会をとらえ周知に努めます。

・ 障がいのある人と地域住民がともに地域のコミュニティづくりを推進する観点から、共生型事業を活用し、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備を促進します。

・ 地域活動を行おうとする障がいのある人たちを支援するため、NPO法人の設立等に関する相談や助言に努めます。

② 移動支援の確保・障がいのある人の社会参加を促進する観点から、移動に関する支援（行動援護・同行援護、移動支援等）の利用を促進するとともに、障がいのある人の移動手段の必要性や合理的な配慮について、市町村、イベントや住民活動の主催者、交通事業者など広く周知し、移動支援等の確保を促進します。

② ボランティアとの連携

・ ボランティアの養成・派遣を通じて障がいのある人の社会参加を推進する市町村の取組の支援に努めます。

・ 市町村がボランティアセンターへの支援やボランティア活動に参加しやすい体制の整備を行う取組を支援します。

③ 社会参加のための生活訓練の実施

・ 入所、通所又は訪問による各種訓練（日常生活動作訓練、歩行訓練、点字訓練、福祉用具の使用訓練等）を実施し、中途視覚障がい者障害者への支援に努めます。

・ 食道発音訓練、人工咽頭による発音訓練等を行い、疾病等により咽頭を摘出した人への支援に努めます。

・ 健康、文化、防災など社会生活に必要な知識習得のための講座を開催し、視覚障がいや聴覚障がいのある人などへの支援に努めます。

## (2) スポーツ・文化芸術活動の振興

【推進の視点】

障がいのある人が、円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進することが必要です。

【推進施策】

① スポーツ・レクリエーションの振興

・ 全国障害者スポーツ大会への選手派遣や、はまなす車いすマラソンなどの障がい者スポーツ大会の開催により障がい者スポーツ活動への参加機会の拡大と一般市民との交流を図るとともに、道民の障がい者スポーツへの理解を促進し、障がいのある人のスポーツ振興の中核的役割を担う、北海道障がい者スポーツ協会の活動への支援に努めます。

・ 障がい特性に応じた多様なスポーツ・レクリエーションの普及を図るため、スポーツ指導員や審判員の養成、レクリエーション教室の開催、スポーツ設備のバリアフリー化などの促進に努めます。

## ② 文化芸術活動の振興

- 障がいのある人の美術、演劇、音楽等をはじめとする多様な文化芸術活動を支援する拠点として位置づけられている「障がい者芸術文化活動支援センター」の設置について推進します。
- 市町村や関係機関及び関係団体との連携により、障がいのある人が障がいのない人と同様に、芸術作品や演劇等を鑑賞し、また、障がいのある人自らの創造や活動の成果等を発表する機会の確保を図り、生きがいを持って日常生活を送ることができるよう支援に努めます。
- 障がいのある人の芸術文化活動を通じて、多様な人々との交流が促進され、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。
- 障がいのある人の文化芸術活動の実態把握や情報収集を行うとともに広く発信することにも努めます。
- 関係団体等との連携により、意見交換や情報共有に努めながら、障がいのある人の文化芸術活動を支援します。

## (3) 読書バリアフリーの推進

### 【推進の視点】

障がいの有無にかかわらず、等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現に向けた取組を進めていくことが必要です。

### 【推進の施策】

#### ① 読書バリアフリーに関する各種取組の推進

- 点字図書館や地域の公共図書館など関係機関との連携を図るとともに、点字や音声で書籍等の情報を提供する視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）について、その内容や利用方法等を周知することで活用を促進し、視覚障がいのある人等が身近な地域において情報提供が受けられる体制づくりを進めます。
- 画面読み上げソフトや拡大読書器など、障がいのある人が情報入手しやすくする用具の普及を促進するとともに、電子書籍等のアクセシブルな資料の充実を図るなど、情報の入手や操作が困難な障がいのある人に対する支援を行います。
- 関係機関が行う点訳図書、DAISY図書作成のためのボランティア育成・確保について、支援します。

## (4) 生涯学習機会の充実

### 【推進の視点】

障がいの有無にかかわらず、すべての人が、より良く生きるためにそれぞれが必要とする学習を生涯にわたって継続することのできる社会を形成していくことが必要です。

### 【推進施策】

#### ① 学習機会の充実

- 学校卒業後の学習活動を推進するため、関係機関との連携により学習機会の充実に努めます。
- インターネットからの配信による学校情報などの活用による学習活動を推進するため、ICT（情報通信技術）の普及・促進に努めます。

## ② 情報提供・相談体制の充実

- ・ 生涯学習への積極的な参加を促進するため、道・市町村はもとより、生涯学習関連施設や高等教育機関が持つ学習情報のネットワーク化により、学習情報提供と相談体制の整備を促進します。

## ③ 指導者の養成

- ・ 多様な学習ニーズに対応するため、地域における生涯学習を推進する指導者の養成・確保に努めます。

## IV バリアフリー社会の実現

### 11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

#### 【現状と課題】

北海道意思疎通支援条例・手話言語条例に加えて、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行され、障がいのある人による情報の取得・利用、障がい特性に配慮した意思疎通支援などに関する施策を総合的に推進が求められています。

そのため、障がい特性に対応したICT（情報通信技術）の利用の促進や情報提供の充実のほか、障がい特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるように情報保障の確保を図ることが必要です。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するために必要な支援を行う必要があります。

#### 【考え方】

- ・ ICT（情報通信技術）の活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、意思疎通支援条例に基づく各種施策等を推進することで、障がいのある人の意思疎通手段を拡充し自立と社会参加を促進します。

また、手話言語条例に基づき、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、聴覚障がい者等があらゆる場面で手話を使用できる社会の実現を目指します。

### (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

#### 【推進の視点】

- ・ ICT（情報通信技術）の活用により、障がい者が円滑に情報を取得・利用できるよう、情報アクセシビリティの向上に取り組むことが必要です。

#### 【推進施策】

#### ① 情報バリアフリー化の促進

- ・ ICT（情報通信技術）の発達による誰もが使いやすい技術を活用した情報バリアフリー化を促進します。

- ・ 障がいのある人の情報の利用におけるバリアフリー化を推進するため、情報通信機器等に関する情報提供に努め、普及や利用の促進を図ります。

- 障がいのある人やその家族からの情報通信機器の利用に関する相談等を実施する障がい者 IT サポートセンターの設置により、情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図ります。

## (2) 意思疎通支援の充実

### 【推進の視点】

- 障がいのある方の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、障がいの有無に関わらず、全ての道民がみんなで暮らすしやすい社会の実現を目的に意思疎通の支援に関する各種施策等の取組を進めることが必要です。

### 【推進施策】

#### ① 理解の促進

- 障がいや障がいのある人への理解が深まるよう、広報誌やD V D（映像）、インターネット（動画配信）などの様々な情報媒体を活用し、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。
- 障がいのある人や家族、地域の支援者、就職先となる企業等へ正しい情報をわかりやすく伝えるため、映像資料等を活用し、当事者、支援者団体等と連携した情報提供の仕組みづくりを進めます。

#### ② 意思疎通手段の確保等

- 障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーションが図りやすい環境の整備を進めます。
- 点字、手話、要約筆記、触手話、代筆・代読、コミュニケーションボード等、障がいの特性に応じた意思疎通支援ツールの確保のため、意思疎通手段の習得の取組を支援するほか、意思疎通手段が使いやすい環境の整備に努めます。
- 手話通訳者の不在地域や、災害や緊急事態等で手話通訳者の派遣が困難な場合でも、円滑な支援を提供できる環境を整備するため、遠隔手話通訳の実施を推進します。

#### ③ 情報保障の推進

- 点訳奉仕員や手話奉仕員等の意思疎通支援人材の育成・派遣、災害発生時の情報発信拠点等のため、道内の視覚障がい者及び聴覚障がい者に係る情報提供施設を支援します。
- 点字やインターネットによる新聞情報の提供や、「広報誌ほっかいどう」の点字版・CD版の作成や道政テレビ番組へのテロップ（字幕）の利用などにより、道政の話題や生活に必要な情報を提供します。
- 選挙管理委員会が発行する選挙公報について、市町村選挙管理委員会に対し、点字版や音声版等、障がい特性に配慮した情報保障を行うよう働きかけます。
- 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることについて、道民の理解促進や普及啓発を図ります。

#### ④ 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進

- 点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者（手話奉仕員）、要約筆記者（要約筆記奉仕員）、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等、意思疎通支援者の養成・派遣については、道、市町村がそれぞれの役割を担った上で関係機関と連携し、道内の意思疎通支援の向上を図ります。
- 市町村に対し、障がいの特性に応じた意思疎通支援者の養成及び派遣体制の充実について働きかけます。



- ・ 障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、市町村や関係団体等と連携し、手話通訳者、要約筆記者等の養成や資質の向上などを図り、その基盤となる人材の育成に努めます。

### (3) 言語としての手話の理解促進等

#### 【推進の視点】

- ・ 道民に手話が言語であることを広く認識していただくことや手話を習得する機会の確保に取り組むことにより、これらを広め、手話を使いやすい社会の実現を目的に北海道手話言語条例に基づく各種施策等の取組を進める必要があります。

#### 【推進施策】

#### ① 道民の理解促進等

- ・ 手話が独自の言語であることについて、広報誌やインターネット等の様々な情報媒体を通じて周知し、道民の理解促進や普及啓発を図ります。
- ・ 市町村と連携して、小中学生への手話講座等の実施により、児童・生徒の時期に手話を知る機会の確保に努めます。
- ・ 経済団体、建築団体など道内の関係団体に対して、手話が独自の言語であることについての情報提供などを行います。
- ・ 道民向けにインターネット（動画配信）を活用した手話講座を実施するなど、道民が広く手話を習得する機会を設けます。
- ・ 道職員を対象にした手話講座の実施により、道職員が率先して手話を用いるよう取り組みます

#### ② 手話を習得する機会の確保

- ・ 道教委と連携して、聴覚に障がいのある人が、乳幼児期から家族も含めて手話を習得する機会を確保します。

## 12 安全確保に備えた地域づくりの推進

#### 【現状と課題】

- ・ 北海道福祉のまちづくり条例に加え、国においても「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）などの法整備が進んでいますが、積雪・寒冷といった本道の地域特性などを踏まえ、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進し、住まいや公共的施設、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を図る必要があります。また、障がい者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進等を図る必要があります。

#### 【考え方】

- ・ 障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

### (1) 住まい・まちづくりの推進

## 【推進の視点】

- 障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住まいの確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人に配慮した福祉のまちづくりの推進が必要です。

## 【推進施策】

### ① 住まいの整備

- 障がいのある人の在宅志向の高まりや高齢化等により、バリアフリー化された住宅への需要が増加していることから、立地上の利便性や地域住民との交流に配慮しながら公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及促進を進めます。
- 障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村と関係団体との連携促進により、市町村における住宅改善に関する相談支援体制の整備を図ります。
- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進などに努め、障がいのある人が、賃貸住宅等に円滑に入居できるよう支援します。
- 障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すりなどの日常生活用具の利用を促進します。

### ② 福祉のまちづくりの推進

- 多くの人々が利用する建築物、道路など公共的な施設において北海道福祉のまちづくり条例に基づき、障がいのある人に配慮した福祉環境の整備を促進します。
- 北海道福祉のまちづくり条例などに基づき、障がいのある人をはじめ、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、公共施設や公園、道路、住宅などが誰にも利用しやすいものとなるよう、設置者、建築技術者などへの広報活動や普及啓発、研修に努めるとともに、北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会において、建築、経済、労働、金融、交通、保健、福祉などの幅広い分野の構成団体と一体となって福祉のまちづくりに取り組みます。
- 北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの活用促進やまちづくり表彰の実施などにより、積雪寒冷な地域で必要な配慮など、わかりやすい整備内容の普及を図ります。
- 公共施設や道路、公園等について、障がいの特性に配慮した適切な整備を進めるため、福祉環境アドバイザーの活用を促進し設置者等への技術的援助を行います。
- 障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進に努めます。

## (2) 移動・交通のバリアフリーの促進

### 【推進の視点】

- 公共施設等のバリアフリー化に止まらず、障がいのある人の円滑な移動に資するため、公共交通機関等の整備や歩行空間等のバリアフリー化などを推進することが必要です。

### 【推進施策】

① 交通機関等の整備促進

- ・ 駅舎等の建築物については、北海道福祉のまちづくり条例に沿った整備が行われるよう設置者に働きかけるとともに、障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、低床バスの導入の促進等について働きかけます。
- ・ 公共交通機関を利用する上で制約が多い重度の障がいがある人の移動手段を確保するため、道路運送法に基づく福祉有償運送制度や移動に関する支援（行動援護・同行援護、移動支援等）を促進します。

② 歩行空間等のバリアフリー化の推進

- ・ 視覚障がいのある人や車いす使用者などの移動の妨げとなる路上放置物の撤去や迷惑駐車のは正などについて、関係機関等との連携により、啓発・広報に努めます。
- ・ 安全で円滑な移動ができるよう、音響式信号機設置等によるバリアフリー化を推進します。
- ・ 鉄道駅周辺、中心市街地、通学路等を中心とした、歩道除排雪の充実に努めます。

③ 観光へのアクセス

- ・ 障がいのある人などが気軽に旅行などを楽しむことができるよう、北海道福祉のまちづくり条例に沿った観光施設等のバリアフリー化の促進や移動支援を充実するとともに、障がいのある人のそれぞれの障がい特性に配慮された観光施設や宿泊施設などの観光情報の提供に努めます。

(3) 防災・防犯対策の推進

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、平常時から、災害や集団感染の発生時による生活環境の変化などに対応でき、必要なときにその障がいの特性に応じた適切な支援が受けられる地域の体制づくりを進めることが必要です。

【推進施策】

① 市町村における災害時等要配慮者支援策の充実

- ・ 災害時における障がいのある人等の避難支援の実効性の確保に向け、避難行動要支援者名簿が活用され、個別の避難計画の策定が進むよう、道が策定した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」などにより、市町村等の関係機関や関係団体の取組を促進します。
- ・ 市町村に対して、災害時における障がいのある人への情報伝達やコミュニケーション方法などを取りまとめた「災害時の障がい者支援対策等の事例集」や「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」の一層の周知を図り、災害や集団感染の発生時における障がいのある人への支援の充実に努めます。
- ・ 障がいのある人等が避難所において、障がい特性に応じた支援を受け安心して生活できるよう、市町村における福祉避難所の確保を促進するとともに、その設置・運営に必要な資器材の確保や道による独自の支援制度である被災者相談や福祉の支援を行うことを目的とした「北海道災害派遣ケアチーム（DCAT）」等による人材の確保への支援を行います。
- ・ 障がいのある人へ必要な情報の収集・提供を迅速かつ的確に行えるよう、日常生活用具等の有効活用を図るため、市町村に対する情報・意思疎通支援機器等の情報提供に努めます。

② 共生による地域の体制づくりの推進

障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことができる共生型の地域づくりを支援するとともに、各種サービスを安心して利用できるよう安全の確保を図りながら、障がいのある人が必要な支援を受けられる地域の体制づくりを推進します。

障がいのため判断能力の不十分な人などが、犯罪などに遭わないよう、関係機関等との連携による各種相談支援体制の充実に努めます。

被災した障がいのある人の中には、一時的に施設等への避難が必要な場合があることから、市町村と施設等の間における連携を図っていきます。

障がいのある人への日常的な提供や意思疎通支援などを充実させながら、災害や集団感染の発生時における支援体制づくりを進めます。

また、感染症に備えた取組については、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、支援体制づくりを進めます。

災害時に、障がいのある人等の災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等を防止するため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム(DWAT)」を組成するとともに、必要な支援体制を確保することを目的に、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築します。

③ 施設利用者などに対する災害時等の支援策の推進

道が策定した「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」を活用し、社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定を進めます。

道と施設関係団体の間で締結した「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害時における施設利用者の避難先の確保や、被災施設などへの人的・物的支援を行います。

また、個々の施設に対しても、災害時において、直接避難できる同種・類似の施設を確保できるように、施設間相互の協定の締結について働きかけます。

障害者支援施設等を利用する障がいのある人が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築に努めます。

障害者支援施設等に対する集団指導において、非常災害対策の取組の強化について指導するとともに、実地指導の実施等により、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置状況や、非常災害対策計画及び業務継続計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。

障害者支援施設等に対する集団指導において、感染症対策に関する国からの関係通知を周知し、感染予防とまん延防止の重要性を説明するとともに、実地指導の実施等により、研修・訓練や業務継続計画の策定等、適切な措置を講じているかを確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。

障害者支援施設等に対する集団指導において、国からの関係通知を周知し、感染予防とまん延防止の重要性を説明します。また、実地指導の実施等により、適切な措置を講じているか等を確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。

障害者支援施設等において、新型コロナウイルスの集団感染の発生など、早急に感染拡大防止策

を講じる必要がある場合に、感染症管理看護師（ICN）等の感染症対策に係る専門家を派遣し、感染管理指導や助言等の技術的支援を行います。

- ・ 障害者支援施設等で集団感染が疑われる事例が発生した場合、利用者の健康管理や支援を維持するため、速やかに現地対策本部を設置するなどし、感染者の入院調整や施設内感染拡大防止を行います。
- ・ 障害者支援施設等の職員が新型コロナウイルス等の感染症に感染し、生活支援員等が不足した場合に、生活支援員等を派遣する体制を整備し、障害福祉サービスが維持できるよう支援します。
- ・ 近年の災害や新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、障害者支援施設等に対し防災や感染症対策について周知を行います。

また、関係部局と連携して、障害者支援施設等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備するとともに、道、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築します。



だい けいかく すいしんかんり  
第5 計画の推進管理

1 制度の円滑な推進

- ・ 国及び市町村との連携のもとに、この計画の着実な推進により、障害者総合支援法や児童福祉法等に基づく制度の円滑な運営が図られるよう努めるとともに、市町村が作成した障害福祉計画等に基づき各市町村が主体的、計画的にその推進を図ることができるよう障がい福祉計画等圏域連絡協議会を通じた支援に努めます。
- ・ 障がい福祉施策の立案及び推進に当たっては、障がいのある人の意見の反映や、ニーズに配慮するとともに、障がい者団体等との協働に努めます。  
また、施策の推進にあたっては、関係する協議会や審議会等との連携を図りながらその展開に努めます。
- ・ 障害者総合支援法や児童福祉法においては、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされたことから、PDCAサイクルを導入します。

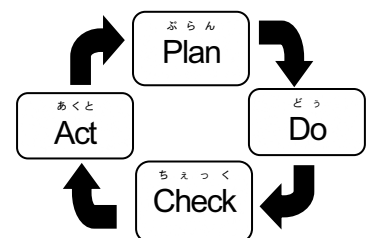
2 計画の推進管理

- ・ 圏域ごとに設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、各年度のサービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行などの成果目標の達成状況、「第4 計画推進のための具体的な取組」に関する推進上の課題等について、分析、評価し、わかりやすくその情報を地域に提供しながら、意見聴取を行うなどして、「北海道障がい者施策推進審議会」に、進捗状況を報告し、その意見等を踏まえて、計画の効率的な推進に努めます。
- ・ 「地域生活」を始めた障がいのある人の生活実態やサービス利用希望の実態把握に努め、地域における関係機関の連携体制強化や次期計画への反映に努めます。
- ・ 北海道障がい者条例に基づく北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会の積極的な活用など、雇用、教育、経済、建設など関連する部局による横断的な施策の検討を進めます。
- ・ 計画に定める事項について、定期的にその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要がある場合は、計画の変更などの措置を行うこととします。  
また、評価などについては、「北海道障がい者施策推進審議会」などにより行うこととします。

図20 【PDCAサイクル】

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 計画 (Plan)  | 目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する     |
| 実行 (Do)    | 計画に基づき活動を実行する              |
| 評価 (Check) | 活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ) |
| 改善 (Act)   | 考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す      |

(PDCAサイクルイメージ)



## 第6 令和8年度（2026年度）・令和11年度（2029年度）の成果目標

障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」、「地域生活支援拠点等の整備」や「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するために、令和8年度（2026年度）及び令和11年度（2029年度）の成果目標を設定します。

この成果目標の設定については、国の基本指針で示す目標値やこれまでの実績等を踏まえ、設定することとしています。

また、成果目標の設定にあたっての「地域生活」、「地域生活支援拠点等」及び「一般就労」についての考え方は、次のとおりとしています。

### 《地域生活とは》

障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域の方々とともに支え合いながら暮らすことと考えています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるにあたり地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理しています。

### 《地域生活支援拠点等とは》

障がいのある人が高齢化、重度化した場合や、介護者の急病等の緊急時においても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、社会全体で支えるシステムが必要であると考えています。

そのため、計画においては、居住支援機能と、相談などの地域支援機能を持ち合わせた「地域生活支援拠点等」の整備数を目標値として整理しています。

### 《一般就労とは》

障がいのある人の意欲や障がい特性等に応じた、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働などの多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、1年間に在宅就労者を含む雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援A型事業の利用者を除く。）及び創業した者の数を目標値として整理しています。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

道内の福祉施設からの地域生活移行者数の目標値は令和5年(2023年)3月末の施設入所者数の約〇%にあたる〇人とします。また、施設入所者の減少見込数の目標値については、令和5年(2023年)3月末の施設入所者数の〇%にあたる〇人とします。

#### 【福祉施設の入所者の地域生活への移行目標】

| 項目                   | 数値     | 備考                      |
|----------------------|--------|-------------------------|
| 施設入所数                | 9,354人 | 令和5年(2023年)3月31日の施設入所者数 |
| 【目標値】<br>地域生活移行者数    | 〇〇人    | 上記施設入所者数の約〇%で設定         |
| 【目標値】<br>施設入所者の減少見込数 | 〇〇人    | 上記施設入所者数の〇%で設定          |

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、入院後3か月時点、6か月時点と1年時点の退院率及び精神科病床における65歳以上及び65歳未満の長期入院患者数について、国の基本指針に基づき設定しています。

#### 【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標】

| 項目                                    | 数値   | 備考  |
|---------------------------------------|--|---|
| 入院後3か月時点の退院率                          | 68.9%  | 令和8年(2023年)における入院後3か月時点の退院率 (R1の退院率62.2%)   |
| 入院後6か月時点の退院率                          | 84.5%  | 令和8年(2023年)における入院後6か月時点の退院率 (R1の退院率77.1%)   |
| 入院後1年時点の退院率                           | 91.0%  | 令和5年(2023年)における入院後1年時点の退院率 (R1の退院率85.2%)  |
| 精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数(地域平均生活日数) | 325.3日以上   | 令和8年(2023年)の退院者における退院後1年時点の地域での平均生活日数 (R1の地域平均生活日数330.1日)                                 |
| 精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数   | 65歳以上<br>〇〇人以下<br>(現状以下)<br>65歳未満<br>〇〇人以下<br>(現状以下) | 令和8年(2023年)6月末時点における入院後1年以上の65歳以上及び65歳未満の患者数 (R4の長期入院患者数)<br>65歳以上 6,786人<br>65歳未満 2,848人 |
| 保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置                 | 圏域 21か所<br>市町村 179か所                                 | 各障がい保健福祉圏域及び各市町村に設置   |

### 3 地域生活支援拠点等の整備目標

「地域生活支援拠点等」については、すべての市町村に整備することを目標とします。

ちいせいかつしえんきよてん せいび  
【地域生活支援拠点の整備】

| 項目          | 数値     | 備考   |
|-------------|--------|------|
| 地域生活支援拠点の整備 | 179市町村 | 全市町村 |

4 就労支援に関する目標

(1) 就労系事業所から一般就労への移行

一般就労への年間移行者数については、国の基本指針に基づき、1,335人(令和3年度(2021年度)実績)の1.28倍(1,043人)の1.28倍)を目標値として設定しています。

【障がい者就労施設等から一般就労への移行目標】

| 項目       | 数値     | 備考                               |
|----------|--------|----------------------------------|
| 年間一般就労者数 | 1,335人 | 令和3年度(2021年度)実績(1,043人)の1.28倍を設定 |

(2) 各事業の一般就労移行者数

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業における令和8年度(2026年度)中に一般就労へ移行する者については、国の基本指針に基づき、774人(令和3年度(2021年度)実績(591人)の1.31倍)、238人(令和3年度(2021年度)実績(185人)の1.29倍)、341人(令和3年度(2021年度)実績(267人)の1.28倍)を目標値として設定しています。

(3) 就労定着支援事業に関する目標

就労支援事業所については、就労支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。

就労定着支援事業の利用者数については、国の基本指針に基づき、令和3年度(2021年度)の利用実績788人の1.41倍以上を目標値として設定しています。

また、就労定着率については、国の基本指針に基づき、事業所全体のうち就労定着率が7割以上の事業所が2割5分以上となるよう目標を設定しています。

| 項目         | R8目標 | R11目標  | 備考                             |
|------------|------|--------|--------------------------------|
| 就労移行支援事業   | 774人 | 1,014人 | 令和3年度(2021年度)実績(591人)の1.31倍を設定 |
| 就労継続支援A型事業 | 238人 | 307人   | 令和3年度(2021年度)実績(185人)の1.29倍を設定 |
| 就労継続支援B型事業 | 341人 | 437人   | 令和3年度(2021年度)実績(267人)の1.28倍を設定 |

【就労定着支援事業に関する目標】

| 項目            | R8目標   | R11目標  | 備考                                      |
|---------------|--------|--------|---|
| 就労定着支援事業の利用者数 | 1,111人 | 1,566人 | 就労定着支援事業の利用者数(令和3年度(2021年度)実績)の1.41倍を設定 |



| 項目               | R8目標 | R11目標 | 備考  |
|------------------|------|-------|---|
| 就労定着率7割以上の事業所の割合 | 25%  | 25%   | 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合<br>就労定着率とは、前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6ヶ月以上6年6ヶ月未満に該当した者の割合 |

(4) 障がい者就業・生活支援センターの整備目標

障がい者就業・生活支援センターについては、国の方針に基づき、すべての障がい保健福祉圏域（21か所）に設置することを目標としますが、本道の広域分散型の地域特性やサービス見込み量等を考慮し、第7期計画期間中においては、14か所の整備目標とします。

また、サテライトセンターの設置など未設置圏域をカバーしているセンター等の負担軽減策に取り組んでいきます。

【障がい者就業・生活支援センターの整備】

| 項目                 | R11目標値 | 備考           |
|--------------------|--------|--------------|
| 障がい者就業・生活支援センターの整備 | 14か所   | 令和11年度末までに整備 |

(5) 福祉的就労に関する目標

就労継続支援B型事業所における目標工賃（道における平均工賃月額）については、21,209円（令和3年度（2021年度）実績19,523円から8.64%増）を目標値として設定しています。

【福祉的就労に関する目標】

| 項目                            | R8目標    | R11目標   | 備考  |
|-------------------------------|---------|---------|---|
| 平均工賃月額<br>（対象事業所：就労継続支援B型事業所） | 21,209円 | 23,041円 | 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額<br>令和3年度（2021年度）実績値19,523円、令和3年度（2021年度）実績値伸び率1.67%（5年で8.64%）から設定 |
| 工賃向上計画を策定する対象事業所の割合           | 100%    | 100%    | 令和3年度（2021年度）実績）90%<br>すべての就労継続支援B型事業所が「工賃向上計画」を策定することを目標とする                            |
| 障がい者就労支援企業<br>認証制度登録企業数       | 236社    | 262社    | 令和4年度（2022年度）実績210社<br>直近（H30年度～R4年度）の年間登録増加企業数の平均値（6.5社）から設定                           |



|   |                         |                         |  |
|---|-------------------------|-------------------------|--|
| ゆうせんちょうたつほうしん さくてい<br><b>優先調達方針を策定す</b><br>市町村数 | ぜんしちょうそん<br><b>全市町村</b> | ぜんしちょうそん<br><b>全市町村</b> | れいわ ねんど ねんど じっせき しちょうそん<br><b>令和3年度（2021年度）実績153市町村</b><br>すべての市町村が優先調達推進法*62に基<br>づく「調達方針」を策定することを目標と<br>する |
|---|-------------------------|-------------------------|--|

(6) **その他の就労関連の目標**

庁内関係課や労働関係機関等で構成されている北海道障害者雇用支援合同会議でまとめた目標は次のとおりで、これまでの実績などに基づき設定しています。

【その他の就労関連目標】

| 項目   | R8目標値  | R11目標値 | 備考  |
|--|--------|--------|---|
| しょう しゃ たい しょくぎょう<br><b>障がい者に対する職業</b><br>訓練の受講者数                         | 76人    | 96人    | ふくしせつ いっぱんしゅうろう いこう ひと<br>福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、<br>しょくぎょうのうりよくかいはつそくしんぼう もと しょう しゃ<br><b>職業能力開発促進法に基づく障がい者へ</b><br><b>の職業訓練の受講者数</b><br>れいわ ねんど ねんど じっせき<br>令和3年度（2021年度）実績（60人）の1.27<br>ばい せつてい<br><b>倍を設定</b>              |
| ふくしせつ こうきょうしょくぎょう<br><b>福祉施設から公共職業</b><br><b>安定所への誘導者数</b>               | 4,135人 | 4,135人 | ふくしせつ こうきょうしょくぎょうあんていじょ ゆうどう<br>福祉施設から公共職業安定所へ誘導する<br><b>福祉施設利用者数</b><br>だい きほっかいどうしょう ふくしけいかく もくひょうち<br><b>第6期北海道障がい福祉計画の目標値より</b><br><b>けいぞく せつてい</b><br><b>継続して設定</b>  |
| ふくしせつ しょうがいしゃ<br><b>福祉施設から障害者</b><br><b>就業・生活支援センター</b><br><b>への誘導者数</b> | 264人   | 264人   | ふくしせつ いっぱんしゅうろう いこう ひと<br>福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、<br>ふくしせつ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん<br><b>福祉施設から障害者就業・生活支援センタ</b><br><b>ーへ誘導する福祉施設利用者数</b><br>ゆうどう ふくしせつりようしやう<br><b>第6期北海道障がい福祉計画の目標値より</b><br><b>けいぞく せつてい</b><br><b>継続して設定</b> |
| こうきょうしょくぎょうあんていじょ<br><b>公共職業安定所における</b><br><b>福祉施設利用者の支援者数</b>           | 881人   | 987人   | こうきょうしょくぎょうあんていじょ しえん う しゅうしょく<br><b>公共職業安定所の支援を受けて就職する</b><br><b>福祉施設利用者数</b><br>れいわ ねんど ねんど じっせき<br>令和3年度（2021年度）実績（787人）の1.12<br>ばい せつてい<br><b>倍を設定</b>  |

**5 障がい児支援の提供体制の整備目標**

児童発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所数、主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについては、設置する区域を21の障がい保健福祉圏域とし1か所以上設置することを基本とします。

なお、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所については、できる限り身近な地域で支援を受けられるよう、利便性や職員が訪問支援をするための移動距離等を考慮し、整備を進めることとします。（例えば、市町村子ども発達支援センターのサービス提供市町村区域を参考とします。）

【障がい児支援の提供体制の整備目標】

| 項目                               | R8目標値   | R11目標値  | 備考                |
|----------------------------------|---------|---------|-------------------|
| 児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置数 | 21 か所以上 | 21 か所以上 | 障がい保健福祉圏域に1か所以上整備 |
| 保育所等訪問支援事業所数                     | 21 か所以上 | 21 か所以上 | 障がい保健福祉圏域に1か所以上整備 |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数        | 21 か所以上 | 21 か所以上 | 障がい保健福祉圏域に1か所以上整備 |
| 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数    | 21 か所以上 | 21 か所以上 | 障がい保健福祉圏域に1か所以上整備 |

## 6 医療的ケア児等支援に関する目標

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場については、21の障がい保健福祉圏域及び医療的ケア児が在住する市町村において設置することを基本とします。

### 【医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置】

| 項目  | R8目標値  | R11目標値 | 備考                  |
|-----|--------|--------|---------------------|
| 道   | 1 か所   | 1 か所   |                     |
| 圏域  | 21 か所  | 21 か所  | 既存の会議体を活用している場合を含む。 |
| 市町村 | 123 か所 | 179 か所 | 既存の会議体を活用している場合を含む。 |

また、地域における医療的ケア児等に対する支援の総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターについては、市町村において配置することを基本とします。

### 【医療的ケア児等コーディネーターの配置】

| 項目  | R8目標値  | R11目標値 | 備考                        |
|-----|--------|--------|---------------------------|
| 市町村 | 125 か所 | 179 か所 | 市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置 |

## 7 難聴児支援に関する目標

難聴のある乳幼児及びその家族の支援のため、市町村、医療機関、道立聾学校等が連携し、専門的な支援による乳幼児期の発達の促進を図るなど、中核的機能を有する体制を整備します。

### 【難聴児支援における中核的機能を有する体制整備】

| 項目             | R8目標値 | R11目標値 | 備考            |
|----------------|-------|--------|---------------|
| 中核的機能を有する体制の整備 | 1 か所  | 1 か所   | ほっかいどう<br>北海道 |

8 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

地域における総合相談や専門相談の役割を担う基幹相談支援センターに設置することを目標とします。また、設置・運営等について、市町村へ支援を行うとともに、地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成します。

【基幹相談支援センターの設置】

| 項目            | 数値     | 備考   |
|---------------|--------|------|
| 基幹相談支援センターの設置 | 179市町村 | 全市町村 |

9 障害福祉サービス等の質の向上

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を継続します。